

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え

る。よって本市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

- ・手話を音声日本語（Japanese）と同様、国語（National language）と同じ位置で教育を行う。
- ・聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができるよう、ろう学校及び一般校における環境整備を行う。
- ・手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行う。
- ・以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

常 総 市 議 会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

米価下落への対策を求める意見書

平成26年産米の価格が全国的に下落する中、当市においてもJAのコシヒカリ一俵当りの概算金が9,000円と昨年より大幅に下落した。

米の生産農家は、以前から生産費を下回っているとされている米価の更なる下落に加え、今年度から適用された米の直接支払交付金の半減等の制度変更により二重の打撃を受け、経営が立ち行かなくなる恐れがある。とりわけ、地域農業の中心となる担い手層への影響は大きく、これは国が進める担い手への農地の集約や農地の保全等の政策にも大きな影響を及ぼすものである。

また、水田農業を基幹産業とする当市において米価の大幅な下落は、米の生産農家はもちろんのこと、地域経済に大きな影響を及ぼすことは必至である。

今年の米価暴落に対し、国は緊急対策として、当面の資金繰り対策のため資金融資の無利子化、米の直接支払交付金の早期交付等を打ち出したが、あくまで応急処置的な対策と言わざるを得ず、抜本的な対策としては不十分である。

現行では、国が米価の安定等を目的に需要や在庫量を考慮しながら生産調整を実施しており、このような状況下において生じた米価の大幅な下落については、国において積極的な対策を講じることが求められるものである。

国の将来を考えた食料自給率の向上のためにも、国民の主食である米の需給と価格の安定化を図るとともに、稲作農家を支援することは国の重要な役割であり、緊急に対策を講じる必要がある。

よって、国に対し下記事項の実施を強く求める。

記

1. 平成26年産米の米価暴落に鑑み、より一層の米価下落対策を行うこと。
2. 意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組めるよう、安定的・継続的な米政策を構築すること。
3. 農村の自然環境を守るためにもさらなる耕作放棄地対策を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

常 総 市 議 会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣